

松江市告示第 226 号

松江市現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 96 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
松江市現場改善活動___支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市現場改善活動___ __支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、___市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。 (2)・(3) 略 (補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交	松江市現場改善活動 推進 支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市現場改善活動 推進 進 支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、 松江 市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むものをいう。 (2)・(3) 略 (補助の対象等) 第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交

付の対象である事業の内容、補助対象経費、
 交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び
 終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲
 内で交付するものとする。

補助金の名 称	松江市現場改善活動____支 援事業補助金
略	
交付の対象 である事業 の内容	現場改善活動に係る次に掲 げる事業(____こ の補助金と同様の趣旨の他 の補助金等の交付を受けて いる事業を除く。)とする。 <u>ただし、市長が特に認める場 合は、この限りでない。</u> (1)・(2) 略 <u>(3) 感染症対策事業</u> <u>従業員の感染症予 防を目的として実施 する現場の改善を 図る取組</u>
<u>補助対象経 費</u>	<u>補助対象経費は、現場改善活 動に要する別表に掲げる経 費(消費税及び地方消費税の 額を除く。)とし、事前の改 善計画の社内検討及び専門 家等の適切な所見により、当 該事業年度内において改善 実施後の効果が見込まれる ものとする。</u>
交付の率又 は金額	次に掲げるとおりとする。た だし、同一年度内における <u>補</u>

付の対象である事業の内容____、
 交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び
 終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲
 内で交付するものとする。

補助金の名 称	松江市現場改善活動 <u>推進</u> 支 援事業補助金
略	
交付の対象 である事業 の内容	現場改善活動に係る次に掲 げる事業 <u>とする。ただし、こ の補助金と同様の趣旨の他 の補助金等の交付を受けて いる事業は除く。なお、____ ____市長が特に認めると きは</u> この限りではない。 (1)・(2) 略
交付の率又 は金額	次に掲げるとおりとする。た だし、同一年度内における <u>補</u>

	<p>助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 教育訓練事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、次に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ定める額を上限とする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 改善実践事業 略</p> <p>(3) 感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、<u>1社当たり30万円を上限とする。</u></p>		<p>助対象者に対する補助は、各事業につき1回を限度とする。</p> <p>(1) 教育訓練事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)。ただし、次に掲げる助対象者の区分に応じ、それぞれ定める額を上限とする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 改善実践事業 略</p>
<p>補助事業者の範囲</p>	<p>(1) 教育訓練事業 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 補助事業 _____の完了時に市税を滞納していない中小企業者</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 改善実践事業 補助事業の完了時に市税を滞納してい</p>	<p>助対象者の範囲</p>	<p>(1) 教育訓練事業 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 助対象となる事業(以下「事業」という。)の完了時に市税を滞納していない中小企業者</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 改善実践事業 事業_____の完了時に市税を滞納してい</p>

	<p>ない中小企業者とする。</p> <p><u>(3) 感染症対策事業</u></p> <p><u>補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者とする。</u></p>
終期	令和5年3月31日

	<p>ない中小企業者とする。</p>
終期	令和4年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近2期分の決算書の写しとする。

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、現場改善活動に要する経費で別表に掲げるものとし、事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家等の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれると認められるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(交付の申請)

第5条 規則第4条 _____ に規定する補助金等交付申請書に添付する _____ 書類は、次に掲げるもの とする。

(1) 事業計画書

(2) 直近2期分の決算書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則**第12条第1項第3号**に規定する補助事業等実績報告書に添付する**市長が必要と認める**書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

別表**(第3条**関係)

(1) 教育訓練事業

経費区分	内 容
略	
旅費	受講者等参加旅費(宿泊費を除く。)、指導専門家等招聘____ 旅費(宿泊費を含む。)
略	
その他	その他市長が特に 必要と認める 経費

(2) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

経費区分	内 容
略	
その他	その他市長が特に 必要と認める 経費

イ 現場改善による付加価値額向上事業

経費区分	内 容
略	
その他	その他市長が特に 必要と認める 経費

(3) 感染症対策事業

経費区分	内 容
------	-----

(実績報告)

第6条 規則**第12条**_____に規定する補助事業等実績報告書に添付する_____書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) **その他市長が必要と認める書類**

別表**(第4条**関係)

(1) 教育訓練事業

経費区分	内 容
略	
旅費	受講者等参加旅費(宿泊費は除く。)、指導専門家等招聘 (へい) 旅費(宿泊費__含む。)
略	
その他	その他市長が特に_____認める経費

(2) 改善実践事業

ア 現場改善の基礎づくり事業

経費区分	内 容
略	
その他	その他市長が特に_____認める経費

イ 現場改善による付加価値額向上事業

経費区分	内 容
略	
その他	その他市長が特に_____認める経費

委託料	工場内の 3 密対策(換気機能のあるエアコンの設置、密閉対策、レイアウト変更等の密集対策及
工事請負費	びビニールフィルムの設置等の密接対策)に伴う施設・付帯設備の改修等の現場改善経費
備品購入費	感染症対策の実施に伴い生じる各種の経費
その他	その他市長が特に必要と認める経費

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。